特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	南島原市 後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務					
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や資格確認書の交付、保険料の決定、医療の給付・市町村:各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、当市における事務 内容は以下のとおり 1. 被保険者の資格管理 2. 保険料の管理 3. 医療費の給付管理 4. 高齢者保健事業					
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、広域圏電算システム、統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
資格情報ファイル、給付情報フ	ァイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第85並びに高齢者の医療の確保に関する法律第54条及び第125条					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報の提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表の85の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表の85の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	福祉保健部健康づくり課					
②所属長の役職名	健康づくり課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先	総務部総務秘書課 20957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課 20957(73)6641					
8. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ					
連絡先	859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部健康づくり課 250957(73)6641					
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7:	年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 施機関については、それ] いぞれ重点項目評(. —	及び重点項目評価書 及び全項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネットワーク	システムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	శ్]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[〇]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か]]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業				[O]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク	Г	十分である	7	<選択肢> 1) 特に力を入れている	
への対策は十分か	L	171 (8)	J	2) 十分である 3) 課題が残されている	

9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策						
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	市側のンステムにおいては、『参照範囲が必要最小限となる		ステムで情報照会を行うことができる端末、職員、 定している			

変更簡所

変 史 固	ול				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	1.②事務の概要	者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、後期高齢者医療広域 連合:被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付	齢者医療広域連合規約等に基づき、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や資格確認書の交付、保険料の決定、医療の絡付・市町村:各種届出の受付や資格確認書等の引	事後	